

別紙

諮問第1114号、第1115号

答 申

1 審査会の結論

本件開示決定、本件部分開示決定及び本件不開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京都知事（以下「実施機関」という。）が令和5年9月29日付けで行った開示決定、部分開示決定及び不開示決定について、それぞれ取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、令和5年9月29日付けで本件不開示決定を行った。

また、同日付けで行った開示決定（以下「従前の開示決定」という。）については、令和8年5月15日付けで同処分の対象保有個人情報に「一時保護解除決定通知書」を追加する本件開示決定を行った。そして、令和5年9月29日付けで行った部分開示決定（以下「従前の部分開示決定」という。）については、令和8年5月15日付けで「児童援助決定書」の「実施日」欄の一部を開示する内容に処分を変更する本件部分開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、令和6年5月23日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年1月16日に実施機関から理由説明書を收受し、同年2月13日（第260回第二部会）から同年5月22日（第262回第二部会）まで、3回審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

諮問第1114号及び諮問第1115号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ 本件開示決定及び本件部分開示決定に係る審査会の審議事項について

#### (ア) 本件開示決定について

前記3のとおり実施機関は、従前の開示決定について、対象保有個人情報に「一時保護解除決定通知書」を追加する処分変更を行っている。

審査会が事務局をして確認させたところ、当該処分変更において新たに特定された文書は、審査請求人の法定代理人が自身の立場で行った別の開示請求において既に開示決定を受けており、当該決定についても本件各審査請求と同時に審査請求が提起されていることが認められた。

以上を踏まえ、従前の開示決定と当該処分変更を切り離して判断すべき事情は認められないため、審査会は、当該処分変更後の本件開示決定について、その妥当性を判断する。

#### (イ) 本件部分開示決定について

前記3のとおり実施機関は、従前の部分開示決定について、「児童援助決定書」の不開示部分の一部を開示する処分変更を行っている。

審査会は、処分変更後の本件部分開示決定においてなお不開示とされている部分について、その不開示妥当性を判断する。

### ウ 対象保有個人情報について

実施機関は、本件各審査請求に係る対象保有個人情報として、別表2に掲げる

本件対象保有個人情報 1、別表 3 に掲げる本件対象保有個人情報 2 及び別表 4 に掲げる本件対象保有個人情報 3 をそれぞれ特定し、本件開示決定、本件部分開示決定及び本件不開示決定を行った。

なお、本件対象保有個人情報 2 の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）及び本件対象保有個人情報 3 が、それぞれ法78条 1 項 2 号及び同項 7 号に該当するとして不開示としている。

#### エ 本件開示決定について

##### (ア) 本件対象保有個人情報 1 について

実施機関によれば、別表 2 の項番 1 「一時保護決定通知書」及び項番 2 「一時保護解除決定通知書」は、児童相談所が児童を一時保護することを決定又は解除した事実と内容を、保護者に対して通知するための文書であるとのことである。

また、上記各文書については法78条 1 項各号に掲げる不開示情報に該当する情報はないことから、本件開示決定を行ったとのことである。

##### (イ) 本件開示決定の妥当性について

審査会が見分したところ、一時保護決定通知書及び一時保護解除決定通知書は審査請求人を対象とする一時保護に関する通知書であり、本件開示請求に対して、実施機関が本件対象保有個人情報 1 を特定したことに不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対して本件対象保有個人情報 1 を特定し、開示した実施機関の決定は、妥当である。

#### オ 本件部分開示決定について

##### (ア) 本件対象保有個人情報 2 について

実施機関によれば、別表 3 の項番 1 及び 2 の「児童援助決定書」は、児童の一時保護や援助方針等を決定する際に使用する帳票であり、項番 3 の「児童虐待通告・相談受付票、会議録」は、児童相談所が虐待通告を受けた際に、虐待通告を受けた児童やその保護者の状況、虐待の状況等について記入する受付票及び児童相談所で行われる会議の記録であるとのことである。

また、項番4から6までの「児童票」は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）2条により児童相談所での備付けが定められている書類であり、相談対象となった児童ごとに作成し、相談事業の継続を円滑に行うために活用するもので、対象となる児童の氏名等の基本情報、相談内容、相談者、家族の状況等、相談業務に関する情報が記載されているものである。項番7の「指導経過記録票」は、細則12条2項において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）27条1項2号の規定により児童又はその保護者（以下「児童等」という。）に指導を行う者は、児童等について常にその指導経過を記録しておかなければならない旨が定められていることから作成している書類であり、児童等の指導経過のほか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う業務について、児童等に対する所見等や関係者又は関係機関（以下「関係者等」という。）との連絡調整の内容・経過が時系列で記載されているものである。

#### (イ) 本件不開示部分の不開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件不開示部分には、本件児童又はその保護者（以下「本件児童等」という。）に関する児童相談所の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容及び児童相談所と関係者等とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

そうすると、当該部分を開示することにより、児童相談所職員が相談援助活動の実施に当たり、いつどのような事由を重要であると評価・判断しているのか等の援助方針の決定過程等が明らかになり、児童相談所と開示請求者との間に誤解や認識の相違が生まれるほか、本件児童等が児童相談所による相談援助活動に消極的な態度をとることにより、相談援助に関する適切な判断が困難になるなど、児童相談所の業務としての相談援助活動の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法78条1項7号に該当し、同項2号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

#### カ 本件不開示決定について

##### (ア) 本件対象保有個人情報3について

別表4の項番1「児童通告書」は、児童福祉法25条1項に基づき、要保護児童を発見した者が児童相談所に通告した文書である。

(イ) 本件対象保有個人情報3の不開示妥当性について

審査会が見分したところ、当該文書には、児童相談所と関係者等とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

児童相談所と関係者等とのやり取りは、秘匿を前提に行ったものであり、仮に当該文書が開示された場合、開示請求者から関係者等に対し、当該開示内容を基に、苦情、批判等がなされることが懸念され、その結果、実施機関と関係者等との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力を得られなくなることも想定され、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報3は、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件開示請求

本件開示請求	決定	諮問番号
〇〇児童相談所が保有する〇〇の児童票、児童指導経過記録票、会議録、警察からの通告書、児童虐待通告相談受付票、一時保護決定通告書、児童援助決定書	開示決定	第1114号
	部分開示決定 不開示決定	第1115号

別表2 本件対象保有個人情報1 (本件開示決定)

対象保有個人情報	
1	一時保護決定通知書
2	一時保護解除決定通知書

別表3 本件対象保有個人情報2 (本件部分開示決定)

対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
1 児童援助決定書 【受付番号】 〇、〇、〇、 〇	【受付年月日】、【主訴】、 【相談内容】、【緊急受理会議日】、【受理会議日】、【対応】、【宛先】の一部、【決定】、【起案】、【協議】の一部、【保護】、【経過】、【援助方針】、【会議日】、【実施日】、【施設名、里親名等】、 【受診券】、【備考欄】	児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため（法78条1項7号）。（以下「7号不開示」という。）
2 児童援助決定書 【受付番号】 〇	【受付年月日】、【主訴】、 【相談内容】、【緊急受理会議日】、【受理会議日】、【対応】、【決定】、【起案】、 【協議】の一部、【保護】、 【経過】、【援助方針】、【会議日】、【実施日】のうち一部、【施設名、里親名等】、 【備考欄】	7号不開示

3	児童虐待通告・ 相談受付票、会 議録	様式の一部	7号不開示
4	児童票 【受付番号】 ○、○、○	<p>児童票（1） 携帯電話番号、備考、年月日</p> <p>児童票（2）（その1） 受付年月日、相談経路、 相談内容欄の一部、 児童及び保護者等の状況、 児童相談所の意見の一部、 援助・措置の一部</p> <p>児童票（2）（その2） 児童及び保護者等の状況2</p> <p>児童票（4） 指針選択の理由</p>	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（法78条1項2号）。（以下「2号不開示」という。）</p> <p>7号不開示</p>
5	児童票 【受付番号】 ○	<p>児童票（1） 携帯電話番号、備考、年月日</p> <p>児童票（2）（その1） 受付年月日、相談経路、 相談内容欄の一部、 児童及び保護者等の状況、 児童相談所の意見の一部、 援助・措置の一部</p> <p>児童票（2）（その2） 児童及び保護者等の状況2</p> <p>児童票（4） 指針選択の理由</p> <p>児童票（5） 所見要旨、所見詳細、開始</p> <p>児童票（6） 所見詳細、診断日</p> <p>児童票（7） 一時保護歴、一時保護理由、 身柄通告、保護所援助方針、</p>	2号不開示、7号不開示

		所見要旨、所見詳細、 保護所担当	
6	児童票 【受付番号】 ○	児童票（１） 携帯電話番号、備考、年月日 児童票（２）（その１） 受付年月日、相談経路、 相談内容欄の一部、 児童及び保護者等の状況、 児童相談所の意見の一部、 援助・措置の一部 児童票（２）（その２） 児童及び保護者等の状況２ 児童票（４） 指針選択の理由 児童票（５） 所見要旨、所見詳細、開始	2号不開示、7号不開示
7	指導経過記録票 【受付番号】 ○、○、○、 ○	・ 特定日の特定時刻の【相談主 訴】、【要旨】の一部、【詳 細】の一部 ・ 上記以外の部分	2号不開示、7号不開示

別表4 本件対象保有個人情報3（本件不開示決定）

対象保有個人情報		不開示理由
1	児童通告書	7号不開示